新	旧	備考
中小企業輸出代金保険約款	中小企業輸出代金保険約款	
平成17年4月1日 05-制度-00029 沿革 (略) 平成24年9月24日 <u>一</u> 部改正	平成17年4月1日 05-制度-00029 沿革 (略)	
第1章 総則 (この約款の内容) 第1条 この約款は、貿易保険法(昭和25年法律第67号。以下 「法」という。)の規定に基づく輸出代金保険のうち、輸出者 が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154 号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。)又は <u>資本金</u> の 額若しくは出資の総額が10億円未満の会社(中小企業者を除 く。)である輸出契約に係るものの保険約款とする。	「法」という。)の規定に基づく輸出代金保険のうち、輸出者が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。)又は <u>資本</u> の額	
第2章 ~ 第8章 (略)  附 則  この改正は、平成24年10月1日から施行する。	第2章 ~ 第8章 (略)	